

職員のコンプライアンス違反について(公金等着服及び隠蔽)

令和7年4月10日
利府町総務部総務課

【概要】

令和7年3月24日に、東日本大震災に係る災害援護資金償還金の不明金が発覚したことを発端として、日本赤十字社宮城県支部利府町分区活動資金（会費）、令和6年9月能登半島地震災害義援金、令和6年能登半島大雨災害義援金において、担当職員1名が、町民や町内会等から預かった金銭を着服し、私的に流用したことが発覚いたしました。

着服金額は、次のとおりです。

(1) 東日本大震災に係る災害援護資金償還金／公金

3件：65,000円

(2) 日本赤十字社宮城県支部利府町分区活動資金（会費）／準公金

12地区分：1,015,500円

(3) 令和6年9月能登半島大雨災害義援金／準公金

1件：50,000円

(4) 令和6年能登半島地震災害義援金／準公金

1件：200,000円

合計額 1,330,500円

また、そのうち、(2) 日本赤十字社宮城県支部利府町分区活動資金（会費）において、紛失した（のちに着服・私的流用が判明）金銭を上司2名が私費で立替え、領収書控えを偽造し紛失金の隠蔽を図ったことも合わせて判明いたしました。

なお、着服した金銭については、当該職員から全額返済されております。

【処分年月日】

令和7年4月7日（月）

【被処分者、処分内容及び処分理由】

所 属	職名	性別	年齢	処分内容	理由
保健福祉部	主任	男性	30代	免職	着服
保健福祉部	課長	男性	50代	停職3か月	隠蔽
教育部 (当時：保健福祉部)	所長補佐 (当時：課長補佐兼係長)	女性	50代	減給10%6か月	隠蔽
保健福祉部	部長	男性	50代	減給10%3か月	管理監督責任

【再発防止に向けた取組】

このような事案が二度と起こることがないように、全職員について、コンプライアンス及び公務員倫理に対する意識を強化させるための研修を改めて実施します。

また、公金及び準公金取扱マニュアルを策定し、公金等に対するチェック体制の強化を図るとともに、現金保管を伴う管理をできる限り減らすなど、事務の見直しを図ってまいります。

【町長から】

この度、本町職員が町民や町内会等からお預かりした公金及び準公金を着服し、さらには、紛失金を隠蔽するといった事案が発生いたしました。全体の奉仕者として、コンプライアンス及び公務員倫理を徹底しなければならない職員が、町民の皆様の信頼を裏切る行為を行ったことは、誠に遺憾であります。

ご迷惑をおかけしました町民の皆様には心よりお詫び申し上げますとともに、町民の皆様からの信頼を大きく損ねる結果となりましたこと、重ねて深くお詫び申し上げます。

着服金については全額返還されておりますが、当該職員については、4月7日付をもって懲戒免職処分とするとともに、紛失金の隠蔽に関与した管理監督職員等についても厳正な懲戒処分を行いました。

今回の不祥事は、当該職員の倫理観の欠如や公務員としての自覚の不足だけでなく、組織としての管理監督体制の甘さに起因するものと言わざるを得ません。

全職員に対し、コンプライアンスを徹底させるとともに、とりわけ幹部職員には、部下を指導育成する立場として率先して不正行為の防止に努めさせ、公正な職務の遂行を徹底させてまいります。

私も、利府町の町政運営を託されている長として、今回の事案を非常に重く受け止めるとともに、未然に防ぐことができなかった責任を痛感しております。二度とこのような不祥事を起こさないよう、全身全霊で町政に向き合い、町民の皆様の信頼を一日も早く回復すべく全力を尽くしてまいります。